

様式集

様式一覧

書類名称	
1	各種調査に関する様式
	建設泥土調査票
	コンクリート塊調査票
	処理土等供給（受入）調査票
	しゅんせつ土砂処分予定量調査票
	しゅんせつ土砂有効利用量調査票
	緑のリサイクル実態調査票
	多摩産材使用実績調査票
	熱帯雨林材の使用合理化実態調査票
2	リサイクル実施に関する様式
	リサイクル計画書（基本（予備）設計段階）
	リサイクル計画書（詳細（実施）設計段階）
	リサイクル計画書（解体工事用）
	リサイクル計画書（積算段階）
	再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー
	再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー
	再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー
	再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー
	搬入予定民間受入地届
	民間受入地搬入確認報告書
	リサイクル証明書（建設発生土）
	建設発生土搬出のお知らせ
	リサイクル阻害要因説明書（積算段階、工事完了段階）
	有害物質チェックリスト（建材等、設備・機器等）
	再資源化完了報告書（せん定枝葉等）
	リサイクル証明書（せん定枝葉等）
	リサイクルガイドラインに基づく「工事現場一斉点検票」

注1) 建設リサイクル法に関する様式については、別途定める「建設リサイクル法書類作成等の手引き（公共工事）」、東京都都市整備局のホームページに掲載する様式、発注部局が定める建設リサイクル法に関する工事実施要領等による。

注2) 環境物品等の調達に関する様式については、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」による。

建設泥土調査票 (平成 年度)

1 担当者情報	機 関 名		部 課 係 名				担当者氏名	
							フリガナ	
							漢 字	
	電 話	F A X		メー ル				調査票記入日
TEL 内線			@				平成 年 月 日	
2 工事情報	工 事 件 名			工 事 場 所				
	全 体 工 期			建設泥土発生期間				
	年 月 から 年 月 まで			年 月 から 年 月 まで				
	工 事 概 要 <small>※発生工法、施工数量等を記入</small>			搬 出 時 間			土 質	
			1. 昼間 2. 夜間 3. 昼夜間			1.砂質土 2.シルト 3.粘性土 4.ローム 5.礫質土 6.その他		
3 土量情報	有効利用の形態	利用方法の区分	建設泥土の改良等	平成 年度		平成 年度		相手が決定している場合の件名等
				土 量	土 工 期	土 量	土 工 期	
	自ら利用	自ら利用による現場内利用を希望		m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	機関名 件 名
		自ら利用による工事間利用を希望		m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	
	工事間利用	一体の施工システム内処理土 ^{※1} として工事間利用を希望		m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	機関名 件 名
		一般指定制度を活用した工事間利用を希望(都発注工事)	発現場内での改良等あり	m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	
			現場外の再資源化施設にて改良	m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	
		個別指定制度を活用した工事間利用を希望(区市町村等発注工事)	発現場内での改良等あり	m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	機関名 件 名
			現場外の再資源化施設にて改良	m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	
		海面処分場の覆土材としての利用	一体の施工システム内処理土 ^{※1} として覆土材利用を希望		m ³	年 月 から	m ³	年 月 から
	一般指定制度を活用した覆土材としての利用を希望(発現場内での改良等あり)(都発注工事)		m ³	年 月 から	m ³	年 月 から		
	個別指定制度を活用した覆土材としての利用を希望(発現場内での改良等あり)(区市町村等発注工事)		m ³	年 月 から	m ³	年 月 から		
	新海面処分場の基盤整備用材としての利用(都発注工事に限る)	一体の施工システム内処理土 ^{※1} として基盤整備用材利用を希望		m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	新海面処分場(東京港埠頭株)
		一般指定制度を活用した基盤整備用材としての利用を希望	発現場内での改良等あり	m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	
			現場外の再資源化施設にて改良	m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	
	再資源化施設の活用	再資源化施設への搬入を希望		m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	施設名 件 名
	その他			m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	機関名 件 名
				m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	機関名 件 名
		m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	機関名 件 名		
		m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	機関名 件 名		
		m ³	年 月 から	m ³	年 月 から	機関名 件 名		
4 その他の条件								

※「一体の施工システム内処理土」とは、一体の施工システム内のホッパー、ピット等の手前に設置した処理工程により、泥状を呈しない状態にまで改良し、建設発生土として利用するものをいう。

処理土等供給調査票

搬出土量単位:m³

整理 番号	発注機関	部 課 係 担 当	電 話 FAX	工事名称	搬出現場住所	事業年度別搬出土量					
											計

* 対象機関:公共工事発注機関

対象土量:1000m³以上を搬出する工事とする。

工事名称が未定の場合は、仮の名称または工事予定箇所の住所地等を記載する

処理土等受入調査票

搬入土量単位：m³

整理 番号	発注機関	部 課 係 担 当	電 話 FAX	工事名称 または、受入事業地	受入地住所	事業年度別受入土量				
										計

*対象機関：公共工事発注機関

対象土量：1000m³以上の搬入(受入)工事を対象とする。

受入事業地：工事名称が未定の場合は、〇〇地区再開発事業地等を記載する

しゅんせつ土砂処分予定量調査票

湾岸道路以北分(湾岸道路以南分、軟泥分)

担当部所			
担当者名		電話番号	
FAX番号		メールアドレス	

		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			合 計	備 考
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
番号	工事件名または土砂発生場所														
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
	合 計														

[記載上の注意事項]

1. 月別処分土量が未定の場合は、四半期別土量を記入して下さい。
2. 土質内訳については、なるべく詳しく、例えば「砂分〇〇%、砂礫分〇〇%、ヘドロ状悪臭あり」のように記入して下さい。
3. 工事件名又は土砂発生場所は、例えば「〇〇護岸改修工事 △△m³」のように表示して下さい。また、発生場所がわかるような図面を添付して下さい。
4. 汚泥については、グラブ式の場合「G. 〇〇m³」、ポンプ式の場合「P. 〇〇m³」のように表示して下さい。

しゅんせつ土砂有効利用量調査票

担当部所			
担当者名		電話番号	
FAX番号		メールアドレス	

		第1四半期			第2四半期			第3四半期			第4四半期			合 計	備 考
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
番号	しゅんせつ土砂を有効利用する工事件名														
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10	合 計														

[記載上の注意事項]

1. 月別処分土量が未定の場合は、四半期別土量又は全体土量を記入して下さい。
2. 土質内訳については、なるべく詳しく、例えば「砂分〇〇%、砂礫分〇〇%、ヘドロ状悪臭あり」のように記入して下さい。
3. しゅんせつ土砂を有効利用する工事件名は、例えば「〇〇護岸改修工事 △△m³」のように表示して下さい。しゅんせつ土砂採取場所は場所名を記入下さい。

リサイクル計画書（基本（予備）設計段階）

1 事業概要

事業名（委託名）	
発注機関	局 部 課 担当者名 (電話)
受託者	
受託者住所	(電話)
工事概要	
請負代金の額(※)	

※予定金額

2 発生抑制計画

建設副産物発生抑制のために採用した工法名

()

3 再生資源利用計画 及び 再生資源利用促進計画

別紙、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書による

4 建設リサイクル法への対応

対象建設工の種類(該当するものに○をつける)	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計が80㎡(以上・未満)
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が500㎡(以上・未満)
建築物の修繕・模様替等工事	請負代金の額(※)が1億円(以上・未満)
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額(※)が500万円(以上・未満)

よって、本工事は建設リサイクル法の(対象・対象外)である。 ※予定金額

5 環境物品等使用計画

別紙、環境物品等チェックリストによる。

注) 環境物品等チェックリストについては、当該年度の「東京都環境物品等調達方針」を参照。

リサイクル計画書（詳細（実施）設計段階）

1 事業概要

事業名（委託名）			
発注機関	局	部	課 担当者名 (電話)
受託者			
受託者住所	(電話)		
工事概要			
請負代金の額(※)			

※予定金額

2 発生抑制計画

建設副産物発生抑制のために採用した工法名

()

3 再生資源利用計画 及び 再生資源利用促進計画

別紙、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書による

基本・予備設計時の計画の見直し点	理 由

4 建設リサイクル法への対応

対象建設工事の種類(該当するものに○をつける)	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計が80㎡(以上・未満)
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が500㎡(以上・未満)
建築物の修繕・模様替等工事	請負代金の額(※)が1億円(以上・未満)
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額(※)が500万円(以上・未満)

よって、本工事は建設リサイクル法の(対象 ・ 対象外)である。 ※予定金額

5 環境物品等使用計画

別紙、環境物品等チェックリストによる。

注) 環境物品等チェックリストについては、当該年度の「東京都環境物品等調達方針」を参照。

リサイクル計画書（解体工事用）

1 事業概要

事業名（委託名）	
発注機関	局 部 課 担当者名 (電話)
工事概要	
構造・階数・床面積	
工事概要	
請負代金の額(※)	

※予定金額

2 建設リサイクル法への対応

対象建設工事の種類（該当するものに○をつける）	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計が80㎡（以上・未満）
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が500㎡（以上・未満）
建築物の修繕・模様替等工事	請負代金の額(※)が1億円（以上・未満）
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額(※)が500万円（以上・未満）

※予定金額

よって、本工事は建設リサイクル法の（対象・対象外）である。

3 分別解体の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①建築設備・内装材等 建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材 屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分 外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい 基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他() その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

4 再生資源利用計画 及び 再生資源利用促進計画

別紙、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書による

リサイクル計画書（積算段階）

1 事業概要

事業名（委託名）			
発注機関	局	部	課 担当者名（電話）
工事概要			
請負代金の額(※)			

※予定金額

2 発生抑制計画

建設副産物発生抑制のために採用した工法名

()

3 再生資源利用計画 及び 再生資源利用促進計画

別紙、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書による

詳細設計時の計画の見直し点	理 由

※ 分割発注による数量変更の場合は記入不要

4 建設リサイクル法への対応

対象建設工事の種類(該当するものに○をつける)	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計が80㎡(以上・未満)
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が500㎡(以上・未満)
建築物の修繕・模様替等工事	請負代金の額(※)が1億円(以上・未満)
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額(※)が500万円(以上・未満)

よって、本工事は建設リサイクル法の（ 対象 ・ 対象外 ）である。 ※予定金額

5 環境物品等使用計画

別紙、環境物品等チェックリストによる。

注) 環境物品等チェックリストについては、当該年度の「東京都環境物品等調達方針」を参照。

様式2 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要がありません。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出計画

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第一位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について								再生資源利用促進率 (②+③+⑤) / ① (%)		
		用途コード*10	②利用量 小数点第一位まで	減量法コード*11	③減量化量 小数点第一位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所住所* 住所コード*4 千 百 十 一 番 号 番 号 番 号 番 号	搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量 小数点第一位まで	うち現場内改良分 小数点第一位まで		⑤再生資源利用促進量 (注2)	
資材廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km	トン	トン	トン	%
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km	トン	トン	トン	%
建設廃棄物	その他がれき類	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	建設汚泥	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km	トン	トン	トン	%
	金属くず	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	廃塩化ビニル管・継手	kg				搬出先1	公共 民間				km	kg		kg	%
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	紙くず	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	アスベスト (飛散性)	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	その他の分別された廃棄物	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	建設発生土	第一種建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間				km	地山m ³	地山m ³	地山m ³
第二種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間				km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第三種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間				km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第四種建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間				km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間				km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
合計		地山m ³	地山m ³	地山m ³								地山m ³	地山m ³	地山m ³	%

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13(詳細は「表11」参照のこと)
【建設廃棄物の場合】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10.その他の処分

【建設発生土の場合】
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
4.土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.ストックヤード(再利用先工事が決定)
7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.工事予定地
9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12.建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
13.建設発生土受入地(農地受入)
14.建設発生土受入地(民間土捨場・残土処分場)

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類
(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1~6の合計
【建設発生土の場合】
1~6の合計

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

1.工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要がありません。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2.建設副産物搬出実施

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについてご記入下さい。

※住所情報は、国の施策立案等において活用させていただきますので、番地までご記載願います。

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第一位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について								⑤再生資源 利用促進量 (注2) ②+③+⑤ (%)		
		用途 コード *10	②利用量 小数点第一位まで	減量法 コード *11	③減量化量 小数点第一位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上に わたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を 付けて下さい	施工条件 の内容 コード *12	搬出先場所住所※	住所コード *4	運搬距離 千 百 十 一	搬出先 の種類 コード *13		④現場外搬出量 小数点第一位まで	うち現場内 改良分 小数点第一位まで
資材廃棄物 特定建設 廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間				km	トン	トン	トン	%
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材が 廃棄物となったもの)	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	アスファルト コンクリート塊	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間				km	トン	トン	トン	%
	その他がれき類	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
建設 廃棄物	建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)	トン	トン	トン		搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	建設汚泥	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km	トン	トン	トン	%
	金属くず	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	廃塩化ビニ ル管・継手	kg				搬出先1	公共 民間				km	kg		kg	%
	廃プラスチック (塩化ビニル 管・継手を除く)	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	廃石膏ボード	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	紙くず	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	アスベスト (飛散性)	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	その他の分別 された廃棄物	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン				搬出先1	公共 民間				km	トン		トン	%
	搬出先2					搬出先2	公共 民間				km	トン		トン	%
	建設 発生 土	第一種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間				km	地山m ³	地山m ³	地山m ³
第二種 建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間				km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第三種 建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間				km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
第四種 建設発生土		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間				km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
浚渫土 (建設汚泥を除く)		地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1	公共 民間				km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
搬出先2						搬出先2	公共 民間				km	地山m ³	地山m ³	地山m ³	%
合計		地山m ³	地山m ³	地山m ³								地山m ³	地山m ³	地山m ³	%

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.理戻し材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定処分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

建設廃棄物の場合
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
10.その他の処分

建設発生土の場合
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
4.土質改良プラント(再利用先工事が決定)
5.土質改良プラント(再利用先工事が未決定)
6.ストックヤード(再利用先工事が決定)
7.ストックヤード(再利用先工事が未決定)
8.工事予定地
9.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
10.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
11.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
12.建設発生土受入地(公共事業の土捨場)
13.建設発生土受入地(農地受入)
14.建設発生土受入地(民間土捨場・残土処分場)

注2.再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類
(コード*13)が
【建設廃棄物の場合】
1~6の合計
【建設発生土の場合】
1~6の合計

文書番号
(工事番号)

搬入予定民間受入地届

平成 年 月 日

殿

住所
請負者
氏名
法人の場合は名称
及び代表者の氏名

現場代理人氏名

下記の工事についてリサイクルガイドラインに基づき届け出ます。

文 書 番 号
(契約番号)

工 事 件 名

工 事 場 所

民間受入地

(名称)

(場所)

建設発生土の
利用用途

跡地利用計画等

添付書類

- ・関係法令許可証の写し
- ・運搬ルート図
- ・受入地の状況写真

受入地の状況写真



受入地全景



許可条件を示す看板等

文書番号
(工事番号)

民間受入地搬入確認報告書

平成 年 月 日

殿

住所
請負者
氏名
法人の場合は名称
及び代表者の氏名

現場代理人氏名 ,

下記の工事について建設発生土の搬出が完了したので報告します。

文 書 番 号
(契約番号)

工 事 件 名

[]

工 事 場 所

リサイクル証明書（建設発生土）

建設発生土を下記に搬入したことを証明します。

記

1 民間受入地名称

2 搬入場所

3 法令等の許可

（1）法令名称

（2）許可番号

（3）土の利用用途

（4）許可条件

（跡地利用や復旧計画内容含む）

平成 年 月 日

受入地の責任者氏名

(印)

搬入状況写真



建設発生土搬出のお知らせ

平成 年 月 日

殿

会 社 名 : _____

現場代理人氏名 : _____

下記のとおり、貴区市町村内の受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名 工事監督職員又は担当者名 連絡先機関・電話番号	
	TEL :
工 事 請 負 業 者 名 担当者名・電話番号	
	氏名 : TEL :
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等 住 所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面のとおり)
建設発生土の搬出時期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
建設発生土の土質・土量	土質 : 搬出量 : □

※ この書面は建設発生土の搬出が100m³以上の場合に用いる

リサイクル阻害要因説明書（積算段階）

1 工事概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	

2 建設資材使用予定 【新材を使用する理由は何か？】

建設資材の種類 新材使用の理由	土 砂 (購入する新材名・数量を記入)	砕 石 (購入する新材名・数量を記入)	アスファルト混合物 (購入する新材名・数量を記入)	備 考 (その他特記事項を記入)
夜間工事のため再生材の購入ができない				
道路管理者の指示により再生材が使用できない				
再生材の供給場がない				
再生材の規格が仕様に適合しない				
その他（具体的理由を記入する）				

- ※ 発生材については現場発生材、工事間利用による発生材を含む
- ※ 土砂については、盛土、築堤、海面埋立等に新材（埋戻し用砂、しゃ断層用砂、畑土等の購入材）を使用する場合に記入する
- ※ 碎石については、路盤、基盤、裏込等に新材（クラッシュラン、粒度調整砕石等）を使用する場合に記入する
- ※ アスファルト混合物については、舗装に新材（アスファルト混合物等）を使用する場合に記入する

3 建設副産物搬出予定（1）【発生土の指定処分（B）及び（C）の理由、コンクリート塊等を最終処分する理由は何か？】

建設副産物の種類 最終処分等の理由	建設発生土 (処分の種類・数量を記入)	コンクリート塊 (最終処分場名称・数量を記入)	アスファルト・コンクリート塊 (最終処分場名称・数量を記入)	備 考 (その他特記事項を記入)
夜間工事のため搬出先が指定できない				
再使用・再生利用できる現場がない				
再資源化施設(土質改良プラント含む)がない				
再使用・再生利用できる規格に適合しない				
有害物質等が混入している				
その他（具体的理由を記入する）				

- ※ 建設発生土の処分について、指定処分（B）及び指定処分（C）の場合に記入する
- ※ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、現場から直接最終処分場へ搬出する場合に記入する

4 建設副産物搬出予定（2）【建設泥土等を最終処分する理由は何か？】

建設副産物の種類 最終処分等の理由	建設泥土 (最終処分場名称・数量を記入)	建設混合廃棄物 (最終処分場名称・数量を記入)	建設発生木材 (最終処分場名称・数量を記入)	備 考 (その他特記事項を記入)
夜間工事のため搬出先が指定できない				
再使用・再生利用できる現場がない				
再資源化施設がない				
再使用・再生利用できる規格に適合しない				
有害物質等が混入している				
その他（具体的理由を記入する）				

- ※ 建設泥土及び建設混合廃棄物については、現場から直接最終処分場へ搬出する場合に記入する
- ※ 建設発生木材については、現場から直接処分場へ搬出する場合及び現場から焼却のみ行う中間処理施設へ搬出する場合に記入する

文書番号
(工事番号)

リサイクル阻害要因説明書

平成 年 月 日

殿

住所
請負者
氏名
〔法人の場合は名称
及び代表者の氏名〕

現場代理人氏名 ,

下記の工事について、別紙のとおりリサイクル阻害要因を報告します。

文書番号
(契約番号)

工 事 件 名

工 事 場 所

リサイクル阻害要因説明書（工事完了段階）

1 工事概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	

2 建設資材使用予定 【新材を使用する理由は何か？】

建設資材の種類 新材使用の理由	土 砂 (購入する新材名・数量を記入)	砕 石 (購入する新材名・数量を記入)	アスファルト混合物 (購入する新材名・数量を記入)	備 考 (その他特記事項を記入)
夜間工事のため再生材の購入ができない				
道路管理者の指示により再生材が使用できない				
再生材の供給場所がない				
再生材の規格が仕様に適合しない				
その他（具体的理由を記入する）				

- ※ 発生材については現場発生材、工事間利用による発生材を含む
- ※ 土砂については、盛土、築堤、海面埋立等に新材（埋戻し用砂、しゃ断層用砂、畑土等の購入材）を使用する場合に記入する
- ※ 砕石については、路盤、基盤、裏込等に新材（クラッシュラン、粒度調整砕石等）を使用する場合に記入する
- ※ アスファルト混合物については、舗装に新材（アスファルト混合物等）を使用する場合に記入する

3 建設副産物搬出予定（1）【コンクリート塊等を最終処分する理由は何か？】

建設副産物の種類 最終処分等の理由	建 設 発 生 土 (処分の種類・数量を記入)	コ ン ク リ ー ト 塊 (最終処分場名称・数量を記入)	アスファルト・コンクリート塊 (最終処分場名称・数量を記入)	備 考 (その他特記事項を記入)
夜間工事のため搬出先が指定できない				
再使用・再生利用できる現場がない				
再資源化施設がない				
再使用・再生利用できる規格に適合しない				
有害物質等が混入している				
その他（具体的理由を記入する）				

- ※ 建設発生土の処分について、自由処分されてしまった場合に記入する（ガイドラインで自由処分は禁止されているため、契約条件違反となる。）
- ※ コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、現場から直接最終処分場へ搬出する場合に記入する

4 建設副産物搬出予定（2）【建設泥土等を最終処分する理由は何か？】

建設副産物の種類 最終処分等の理由	建 設 泥 土 (最終処分場名称・数量を記入)	建 設 混 合 廃 棄 物 (最終処分場名称・数量を記入)	建 設 発 生 木 材 (最終処分場名称・数量を記入)	備 考 (その他特記事項を記入)
夜間工事のため搬出先が指定できない				
再使用・再生利用できる現場がない				
再資源化施設がない				
再使用・再生利用できる規格に適合しない				
有害物質等が混入している				
その他（具体的理由を記入する）				

- ※ 建設泥土及び建設混合廃棄物については、現場から直接最終処分場へ搬出した場合、建設泥土が中間処理施設を経由して海洋投入されてしまった場合（ガイドライン及び泥土指針で建設泥土の海洋投入を禁止しているため、契約条件違反となる。）に記入する
- ※ 建設発生木材については、現場から直接処分場へ搬出する場合及び現場から焼却のみ行う中間処理施設へ搬出する場合に記入する

有害物質等チェックリスト（建材等）

確認する製品等		含有物質名	有 無	必 要 な 措 置
建 材 等	○吹付けアスベスト、○石綿含有吹付ロックウール、○石綿含有パーミキュライト吹付、○石綿含有ケイ酸カルシウム板(2種)、○石綿含有保温材、○保温材ダクトパッキン材	・飛散性アスベスト	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・大気汚染防止法、労働安全衛生法、環境確保条例、石綿含有廃棄物等処理マニュアル等を遵守して除去作業を行った後、特別管理産業廃棄物として適正に処分する。
	○石綿スレート(波形)、○ビニール床タイル、○住宅屋根用平板石綿スレート板、○石綿セメント・サイディング、○ケイ酸カルシウム板、○石綿スレート（フレキ板）	・非飛散性アスベスト	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・破碎することによりアスベスト粉じんが飛散する恐れがあるため、労働安全衛生法等を遵守し、粉じん飛散を起こさないよう慎重に取り外し、安定型最終処分場に埋立するなど必要な措置を講じる。
	(特定の製造メーカー製造の石膏ボード) ○ヒ素又はカドミウム含有石膏ボード、○岩綿吸音板下地	・ヒ素又はカドミウム	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・石膏ボードの裏面の印刷によりメーカー等を確認し、当該製造メーカーに問い合わせ、できる限り再資源化するとともに、適正に処理する。 (吉野石膏㈱又は日東石膏ボード㈱製造)
	(防腐、防蟻のためCCAが注入された木材) ○土台、○大引き、○台所等の水回り	・CCA（クロム、銅、ヒ素）	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・CCAが注入された木材は、それ以外の部分と分離、分別し、廃棄物処理施設において適正な処理を行う。
	(防蟻のためのクロルデン類が塗布され木材) ○土台、○大引き、○台所等の水回り	・クロルデン類	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・クロルデン類が塗布された木材は、それ以外の部分と分離、分別し、廃棄物処理施設において適正な処理を行う。
	(防腐、防蟻のためのクレオソート油が塗布された木材) ○土台、○大引き、○台所等の水回り	・クレオソート油	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・クレオソート油が塗布された木材は、それ以外の部分と分離、分別し、廃棄物処理施設において適正な処理を行う。
	(PCB含有ポリフェルサイド系シーリング材) ○目地材（ガラス、サッシ、パネル）	・ポリ塩化ビフェニル（PCB）	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・S33～S47までに建設された建築物に使用されている。廃棄物処理法上の特別管理産業廃棄物としてその保管基準に従い適正な措置を講じる。
	○フロン類を用いて発泡する断熱材	フロン類 ・CFC ・HCFC ・HFC	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・出来る限りフロン類が大気中に拡散しないように取り外し、産業廃棄物（廃プラスチック）の許可を持っている焼却施設で処理する。

※ 問い合わせ先等は、ガイドライン第5章第3（2）「有害物質等の処理方針」による。

有害物質等チェックリスト（設備・機器等）

確認する製品等		含有物質名	有 無	必 要 な 措 置
設 備 ・ 機 器 等	(PCB使用電気機器) ○蛍光灯安定器 ○トランス・コンデンサー	・ポリ塩化ビフェニル (PCB)	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・解体工事に先立ち先行撤去を行い、PCB特措法及び廃棄物処理法に基づき適正な措置を講じる。
	○受変電設備内の蓄電池	・鉛	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・解体工事に先立ち先行撤去を行い、製造者と協力するなどして、適切な再資源化等に努める。
	○非常灯、火災報知器等の内蔵蓄電池	・ニッケル、 カドミウム	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	
	○業務用エアコンディショナー ○業務用冷蔵機器及び冷凍機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む）	フロン類 ・CFC ・HCFC ・HFC	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・フロン回収破壊法に基づき、次のとおり実施する。 ①事前確認書による業務用冷凍空調機器の有無の確認 ②委託確認書の作成、回収業者への交付 ③フロン類の回収業者への引渡し (※①及び②は、平成19年10月1日より追加適用)
	○ハロゲン化物消火設備、機器（エアゾールスプレー等を除く）	・ハロン1211 ・ハロン2402 ・ハロン1301	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・ハロンは関係法令を遵守し、適正な処理等を行う。
	○吸収式冷蔵庫の冷媒（ホテル客室等で利用）	・アンモニア (強アルカリ及び六価クロム化合物)	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・製造メーカー等の「お客様相談窓口」に連絡する。メーカー名は扉内側などに貼付けしてある家庭用品品質表示ラベルに記載してある。
	○蛍光灯ランプ（低圧放電ランプ） ○水銀ランプ（高圧放電ランプ）	・水銀	<input type="checkbox"/> 有→ <input type="checkbox"/> 無	・破損しないように丁寧に取り外し、これを適正に処理して再資源化に努める。

※ 問い合わせ先等は、ガイドライン第5章第3（2）「有害物質等の処理方針」による。

文書番号
(工事番号)

再資源化完了報告書（せん定枝葉等）

平成 年 月 日

殿

住所
請負者
氏名
法人の場合は名称
及び代表者の氏名

現場代理人氏名 ,

下記の工事について、せん定枝葉等の再資源化が完了したので報告します。

文 書 番 号
(契約番号)

工 事 件 名

[]

工 事 場 所

別記様式

搬出年月日	搬出量 (t)	再資源化施設名称	再資源化施設場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

(委託者又は請負者) 殿

リサイクル証明書（せん定枝葉等）

せん定枝葉等を下記施設に搬入し再資源化したことを証明します。

記

- 1 施設名称 _____
- 2 住 所 _____
- 3 搬 入 日 平成 年 月 日 _____
- 4 法令等の許可（民間再資源化施設の場合）
 - (1) 法令名称・条文名 _____
 - (2) 許可番号 _____
 - (3) 再資源化方法、用途 _____

平成 年 月 日

再資源化施設名 _____

責任者氏名 _____

(印)

再資源化等の状況



搬入状況写真



再資源化状況写真

東京都建設リサイクルガイドラインに基づく「工事現場一斉点検票」

本点検は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき実施するもので、工事請負代金が2,500万円以上の施工中の工事を対象とします（鳥しょ工事、緊急工事、単契工事は対象外です。）。

- ・点検者は、必要事項を記入のうえ、該当する にチェックをして下さい。
- ・点検票は、各課でとりまとめて 月 日()までに 課へ提出願います。（監理団体等におかれては、団体毎にとりまとめをお願いします。）

局(区市町村)・部(所)・課・係名	局(区市町村)	部(所)	課	係
点 検 者 氏 名	電話番号 _____ - _____			
点 検 年 月 日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日			
工 事 件 名	_____			
請 負 者 名	_____			
工 期	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日			
特 記 仕 様 書 の 記 載	<input type="checkbox"/> 建設副産物の処理について、「東京都建設リサイクルガイドラインに基づき、適正処理に努めること」を記載されている程度 <input type="checkbox"/> 上記のほか、施工計画書に添付する書類などについても詳細に記載されている			

点 検 項 目	点 検 結 果
1 施工計画書関係	
(1) 施工計画書に「リサイクル計画」が記載されているか？ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 以下の記載がされているかチェックする。【ガイドライン15頁参照】 (ア) 建設副産物の種類、リサイクルの方法等 (イ) 建設副産物の運搬、処理業者 </div>	<input type="checkbox"/> 適正に記載されている <input type="checkbox"/> 記載されていない【未措置】
(2) 施工計画書に以下の書類が添付されているか？	
ア 再生資源利用計画書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 【該当する工事】【ガイドライン16頁参照】以下の要件に該当する場合 (ア)土砂を搬入する工事 (イ)砕石を搬入する工事 (ウ)加熱アスファルト混合物を搬入する工事 </div>	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 添付されている <input type="checkbox"/> 添付されていない【未措置】
イ 再生資源利用促進計画書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 【該当する工事】【ガイドライン16頁参照】以下の要件に該当する場合 (ア)建設発生土を搬出する工事 (イ)コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事 (ウ)金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を一品目当たり1トン以上搬出する工事 </div>	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 添付されている <input type="checkbox"/> 添付されていない【未措置】
ウ 搬入予定民間受入地届(建設発生土) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 【該当する工事】【ガイドライン17頁参照】 建設発生土を民間受入地に搬出する工事 </div>	<input type="checkbox"/> 該当しない ・再利用センター・青梅事業所 ・中防内側受入基地・新海面処分場 ・中川プラント・UCR事業地の場合 <input type="checkbox"/> 添付されている <input type="checkbox"/> 添付されていない【未措置】
エ 建設発生土搬出のお知らせ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 【該当する工事】【ガイドライン17頁参照】 建設発生土を100m³以上搬出する工事 ただし、新海面処分場へ搬出する場合は不要(→該当しないにチェック) </div>	<input type="checkbox"/> 発生土を搬出しないため <input type="checkbox"/> 100m ³ 未満のため <input type="checkbox"/> 新海面処分場のため <input type="checkbox"/> 添付されている <input type="checkbox"/> 添付されていない【未措置】
オ 建設発生土の受入地に係る許可証の写し、写真等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 【該当する工事】【ガイドライン66頁参照】 建設発生土を民間受入地に搬出する工事、搬入予定民間受入地届の添付図書 </div>	<input type="checkbox"/> 該当しない ・再利用センター・青梅事業所 ・中防内側受入基地・新海面処分場 ・中川プラント・UCR事業地の場合 <input type="checkbox"/> 添付されている <input type="checkbox"/> 添付されていない【未措置】
カ 産業廃棄物(の収集運搬、処分)に係る許可証の写し[建設廃棄物] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 【該当する工事】【ガイドライン17頁, 59頁参照】 建設廃棄物を自己運搬又は自己処理しないで他人に委託する工事 </div>	<input type="checkbox"/> 添付されている <input type="checkbox"/> 添付されていない【未措置】
キ 産業廃棄物(の収集運搬、処分に係る)委託処理契約書の写し[建設廃棄物] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 【該当する工事】【ガイドライン17頁, 59頁参照】 建設廃棄物を自己運搬又は自己処理しないで他人に委託する工事 </div>	<input type="checkbox"/> 添付されている <input type="checkbox"/> 添付されていない【未措置】
ク 運搬ルート図[建設発生土、建設廃棄物] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 【ガイドライン18頁参照】 </div>	<input type="checkbox"/> 添付されている <input type="checkbox"/> 添付されていない【未措置】
ケ マニフェストの様式[建設廃棄物] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 【該当する工事】【ガイドライン17頁, 60頁参照】 建設廃棄物の収集運搬及び処分を委託処理する工事 </div>	<input type="checkbox"/> 添付されている <input type="checkbox"/> 添付されていない【未措置】
2 有害物質等の処理関係	
工事着手前に「有害物質チェックリスト」により有害物質等の有無を確認しているか？ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 【該当する工事】【ガイドライン69頁参照】 建築物の解体工事や修繕・模様替等の工事 </div>	<input type="checkbox"/> 添付されている <input type="checkbox"/> 添付されていない【未措置】

注)未措置の事項がある場合は、請負者に対して、速やかに措置するよう指示願います。

点検項目		点検結果														
3 建設副産物情報交換システム(COBRIS)関係																
施工計画作成時にCOBRISへデータが入力され、登録証明書が提出されているか？ <small>【該当する工事】『ガイドライン19頁参照』 5品目(コンクリート塊,アスファルト・コンクリート塊,建設発生木材,建設泥土,建設混合廃棄物)及び,金属くず,廃プラ,紙くず,アスベスト,その他の廃棄物が発生する工事</small>		<input type="checkbox"/> 該当しない	該当する <input type="checkbox"/> 提出されている <input type="checkbox"/> 提出されていない <small>(COBRISへの登録は完了)</small> <input type="checkbox"/> 提出されていない【未措置】 <small>(COBRISの登録も未完了)</small>													
4 建設リサイクル法関係																
建設リサイクル法の対象工事か？ <small>【対象工事】 特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート)を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事(土木工事を含む)等で、下表の規模以上の工事</small>		<input type="checkbox"/> 該当しない 【点検項目5へ】	<input type="checkbox"/> 該当する 【以下の(1)～(5)の点検へ】													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象建設工事の種類</th> <th colspan="2">規模の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の解体工事</td> <td>床面積の合計</td> <td>80m²</td> </tr> <tr> <td>建築物の新築・増築工事</td> <td>床面積の合計</td> <td>500m²</td> </tr> <tr> <td>建築物の修繕・模様替等工事</td> <td>請負代金の額</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>土木工事等</td> <td>請負代金の額</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table>				対象建設工事の種類	規模の基準		建築物の解体工事	床面積の合計	80m ²	建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500m ²	建築物の修繕・模様替等工事	請負代金の額	1億円	土木工事等
対象建設工事の種類	規模の基準															
建築物の解体工事	床面積の合計	80m ²														
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500m ²														
建築物の修繕・模様替等工事	請負代金の額	1億円														
土木工事等	請負代金の額	500万円														
(1) 11条(10条)に基づき、「 通知書 」(「 届出書 」)『 手引き16頁参照 』*は提出されているか？ <small>*「建設リサイクル法書類作成等の手引き」(公共工事)・・・都市整備局HPに掲示 http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html</small>			該当する <input type="checkbox"/> 提出されている <input type="checkbox"/> 提出されていない【未措置】													
(2) 12条に基づき、「 説明書 」『 手引き28頁参照 』が提出されているか？			該当する <input type="checkbox"/> 提出されている <input type="checkbox"/> 提出されていない【未措置】													
(3) 12条に基づき、下請契約を締結するにあたり「 告知書 」『 手引き36頁参照 』が作成されているか？		<input type="checkbox"/> 該当しない	該当する <input type="checkbox"/> 作成されている <input type="checkbox"/> 作成されていない【未措置】													
(4) 13条に基づき、 書面 『 手引き38頁参照 』が契約書に綴られているか？			該当する <input type="checkbox"/> 綴られている <input type="checkbox"/> 綴られていない【未措置】													
(5) 18条に基づき、「 再資源化等報告書 」『 手引き56頁参照 』は報告されているか？			該当する <input type="checkbox"/> 報告されている <input type="checkbox"/> 報告されていない <small>(再資源化完了前のため)</small> <input type="checkbox"/> 報告されていない【未措置】													
5 廃棄物処理法関係																
(1) マニフェストは交付・整理・保管されているか？		<input type="checkbox"/> 該当しない	該当する <input type="checkbox"/> 交付等されている <input type="checkbox"/> 交付等されていない <small>(廃棄物発生前などのため)</small> <input type="checkbox"/> 交付等されていない【未措置】													
(2) 産業廃棄物運搬車両表示等がされているか？		<input type="checkbox"/> 該当しない	該当する <input type="checkbox"/> 表示等がされている <input type="checkbox"/> 表示等がされていない【未措置】													
未措置の理由等	【未措置となった事項に関して、原因が明らかな場合や特に説明が必要な事項等があれば、以下に簡潔に記入してください。】															
6 【未措置】の合計		【未措置】の合計 _____ 項目														

注)未措置の事項がある場合は、請負者に対して、速やかに措置するよう指示願います。

特記仕様書記載例

(参 考) 特記仕様書記載例

1. リサイクル計画の作成
 - (1) 建設副産物の処理
 - (2) リサイクル計画書の作成 (設計業務委託)
 - (3) 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項
 - (4) 施工計画書の添付書類
 - (5) 建設リサイクル法に係る手続き
 - (6) 有害物質のチェック
 - (7) 東京都建設グリーン調達制度に係る手続き
2. 建設発生土の再利用
 - (1) 現場内利用の場合 (現場外に仮置きする場合)
 - (2) 工事間利用の場合
 - (3) 指定処分(A) (東京都建設発生土再利用センターの場合)
 - (4) 指定処分(A) (青梅建設発生土再利用事業所の場合)
 - (5) 指定処分(A) (株建設資源広域利用センター (UCR) 事業地の場合)
 - (6) 指定処分(A) (中防内側受入基地の場合)
 - (7) 指定処分(A) (新海面処分場の場合)
 - (8) 指定処分(A) (新海面処分場の場合 (一般会計工事の場合))
 - (9) 指定処分(A) (海面処分場の場合)
 - (10) 指定処分(B) (民間受入地: 一般工事用の場合)
 - (11) 指定処分(C) (民間受入地: 単価契約工事等用の場合)
 - (12) 建設発生土搬出のお知らせの提出
 - (13) 汚染土壌の処理
 - (14) 異物混入の防止
3. 改良土等の利用
 - (1) 「東京都建設発生土再利用センター」の改良土を使用する場合
 - (2) 「東京都建設発生土再利用センター」の普通土を使用する場合
 - (3) 「青梅建設発生土再利用事業所」の改良土を使用する場合
 - (4) 「民間の土質改良プラント」で製造された改良土を使用する場合
4. 建設廃棄物の処理
 - (1) 工事情報の登録等
 - (2) 再資源化施設の選定
 - (3) クレオソート油等を含む建設発生木材の処理
5. 建設泥土の再利用
東京都建設泥土リサイクル指針による
6. リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認
 - (1) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認
 - (2) マニフェスト等の提示
7. 緑のリサイクル
 - (1) 公共施設植栽樹木等 (現場内利用する場合)
 - (2) 公共施設植栽樹木、街路樹等 (産業廃棄物として再資源化施設に搬出する場合)
 - (3) 公共施設植栽樹木、街路樹等
(一般廃棄物として熱回収や熱供給している清掃工場に搬出する場合)
 - (4) 公共施設植栽樹木、街路樹等 (一般廃棄物として再資源化施設に搬出する場合)
 - (5) 伐採材、伐根材 (山林などから発生し、前記 (1) ~ (4) になじまないもの)

1. リサイクル計画の作成

(1) 建設副産物の処理

請負者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。

(2) リサイクル計画書の作成（設計業務委託）

受託者は、本設計業務委託の実施に当たっては、建設副産物の発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理について十分に検討し、その結果を「リサイクル計画書」（基本（予備）設計段階、詳細（実施）設計段階、解体工事中）のいずれか）に取りまとめ、再生資源利用（促進）計画書を添付して報告書に含めて提出する。

なお、再生資源利用（促進）計画書は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設リサイクルデータ統合システム」(C R E D A S^{クレダス})をダウンロードするなどして作成することができる。

国土交通省HP <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/refrm.htm>

(3) 施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

請負者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

ア 工事概要等

工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。

イ 建設副産物の種類、リサイクルの方法等

建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路、その他を記載する。

ウ 建設副産物等の運搬・処理業者

運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。

エ 現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舍等における紙、生ゴミ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

オ 解体工事計画

建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法を記載する。

カ 工事記録写真撮影計画

建設副産物の処理状況を記録するため、以下の状況についての撮影計画を記載する。なお、発注部局が定める工事記録写真撮影計画書へ記載してもよい。

- (ア) 積込状況、運搬状況（工事現場出発時）、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る。）、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等の撮影について記載する。なお、解体工事の場合は、分別解体等の状況、分別された建設資材廃棄物の状況、建設資材廃棄物の運搬状況、再資源化施設への搬入状況等を撮影する。
- (イ) 運搬状況（工事現場出発時）の撮影に当たっては、積込状況、土質、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影する。
- (ウ) 現場内利用や工事間利用状況の撮影に当たっては、工事箇所が特定できるよう周辺背景を入れて撮影する。
- (エ) 再資源化施設の状況や直接最終処分する場合における最終処分状況の撮影に当たっては、施設名称看板等を入れて撮影する。

(4) 施工計画書の添付書類

請負者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、施工計画書に添付して提出する。

ア 再生資源利用計画書

請負者は「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「CREDAS」という。）により作成する。

- (ア) 土砂を搬入する工事
- (イ) 砕石を搬入する工事
- (ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進計画書（建設廃棄物処理計画書を兼ねる）

請負者は COBRIS に搭載されている CREDAS に必要なデータを入力して作成する。

なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- (ア) 建設発生土を搬出する工事
- (イ) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- (ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

ウ 搬入予定民間受入地届（※民間受入地に搬出予定のものに限る。）

エ 建設発生土搬出のお知らせ

オ 建設発生土に係る許可証の写し（※民間受入地に搬出予定のものに限る。）

カ 産業廃棄物に係る許可証の写し

（※ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処理業者の取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等の建設資材製造施設の許可証の写しも含める。）

キ 廃棄物処理委託契約書の写し

(※ただし、中間処理後に最終処分又はセメント等の建設資材の原料としての再利用を行う場合は、中間処理業者が取引先の収集運搬業者及び最終処分業者又はセメント工場等建設資材製造施設と締結している契約書の写しを併せて添付する。)

ク 運搬ルート図

ケ 使用するマニフェストの様式

(※工事で使用するマニフェストの様式、電子マニフェストの場合は手続き方法等)

(5) 建設リサイクル法に係る手続き

請負者は、本工事の施工に当たっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)、「東京都における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、必要な事務手続き、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。

また、落札者等及び請負者の手続きに係る書類様式等については、建設リサイクル法に関する工事実施要領等による。

(6) 有害物質のチェック

請負者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

(7) 東京都建設グリーン調達制度に係る手続き

本工事で使用する資材については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)(グリーン購入法)に基づき、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に定められた環境物品等の利用に努める。

本工事で使用する〇〇については、〇〇〇〇で製造された〇〇を使用する。

ア 受取先：〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇地内

イ 使用量：〇〇〇m³

なお、利用手続きについては、〇〇利用要領及び監督員の指示による。

また、請負者は「環境物品等使用状況報告書」を2部作成し、1部を監督員に提出。1部を自ら保管する。

2. 建設発生土の再利用

(1) 現場内利用の場合（現場外に仮置きする場合）

本工事から発生する建設発生土については、現場内利用を行うものとし、以下のとおり、現場外に仮置き場を設け、時期調整を行う。

ア 仮置場所：現場外の場合、仮置場所の所在地、借地の有無等について記載する。

イ 土質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

ウ 土量：〇〇〇m³（地山換算数量）

エ 仮置条件：昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等

なお、請負者は仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し必要な措置を講じる。

(2) 工事間利用の場合

本工事から発生する建設発生土については、工事間利用を行うものとし、以下の工事に搬出する。

ア 搬出先：相手工事の名称、工事場所

イ 土質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

ウ 土量：〇〇〇m³（地山換算数量）

エ 土質条件：搬出に先立ち、土壤汚染対策法施行規則に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を上記工事の発注部局に通知する。

なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

オ 搬出条件：昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用等

搬出手続き等は監督員の指示による。なお、請負者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の請負者と綿密に協議をする。

(3) 指定処分(A)（東京都建設発生土再利用センターの場合）

本工事から発生する建設発生土については、「東京都建設発生土再利用センター」に搬出する。

ア 搬出先：「東京都建設発生土再利用センター」

東京都江東区青海三丁目地先 中央防波堤内側地内

イ 土質：ローム、シルト、砂質土等

ウ 土量：〇〇〇m³（地山換算数量）

エ 土質試験、試験項目：搬出量が 500 m³以上等の場合、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を再利用センターに通知するものとする。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。また、路盤材は、土砂等と完全に分別し、土砂等の異物を混入させないこと。詳細は「東京都建設発生土再利用センター利用要領」による。

オ 搬出条件：「東京都建設発生土再利用センター利用要領」による。

なお、搬出手続き等は監督員の指示による。

(4) 指定処分(A) (青梅建設発生土再利用事業所の場合)

本工事から発生する建設発生土については、「青梅建設発生土再利用事業所」に搬出する。

ア 搬出先：「青梅建設発生土再利用事業所」

東京都青梅市駒木町 2-1320 吉野鉦山内

イ 土 質：ローム、シルト、砂質土等

ウ 土 量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量が 500 m³以上等の場合、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を青梅事業所に通知するものとする。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。詳細は「青梅建設発生土再利用事業所利用要領」による。

オ 搬出条件：「青梅建設発生土再利用事業所利用要領」による。

なお、搬出手続き等は監督員の指示による。

(5) 指定処分(A) (株建設資源広域利用センター (UCR) 事業地の場合)

本工事から発生する建設発生土については、「株建設資源広域利用センター事業地」に搬出する。

ア 搬出先：UCR事業地〇〇地区 (東京都〇〇市〇〇地先)

イ 土 質：ローム、シルト、砂質土等

ウ 土 量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量に係らず、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果をUCRに通知するものとする。

なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

詳細は「UCR受入地利用案内」による。

オ 搬出条件：「UCR受入地利用案内」による。

なお、搬出手続き等は監督員の指示による。

(6) 指定処分(A) (中防内側受入基地の場合)

本工事から発生する建設発生土については、東京港埠頭㈱の「中防内側受入基地」に搬出する。

ア 搬出先：「中防内側受入基地」東京都江東区青海二丁目地先

イ 土 質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等

ウ 土 量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量に係らず、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を東京港埠頭㈱に通知するものとする。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。詳細は東京港埠頭㈱の「中防内側受入基地への建設発生土受入要領」による。

オ 搬出条件：東京港埠頭㈱の「中防内側受入基地への建設発生土受入要領」による。
なお、搬出手続き等は監督員の指示による。

(7) 指定処分(A) (新海面処分場の場合)

本工事から発生する建設発生土については、東京港埠頭㈱の「新海面処分場」に搬出する。

ア 搬出先：新海面処分場

イ 土質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等具体的に記入

ウ 土量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量が 500 m³以上等の場合、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を東京港埠頭㈱に通知するものとする。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。詳細は、東京港埠頭㈱の「新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地 (その1地区) への建設発生土受入要領」による。

オ 搬出条件：東京港埠頭㈱の「新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地 (その1地区) への建設発生土受入要領」による。

その他、搬出手続き等は監督員の指示による。

(8) 指定処分(A) (新海面処分場の場合 (一般会計工事の場合))

本工事から発生する建設発生土については、東京港埠頭㈱の「新海面処分場」に搬出する。

ア 搬出先：新海面処分場

イ 土質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等具体的に記入

ウ 土量：〇〇〇m³ (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量が 500 m³以上等の場合、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を東京港埠頭㈱に通知するものとする。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

詳細は、東京港埠頭㈱の「新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地 (その1地区) への建設発生土受入要領」による。

オ 搬出条件：東京港埠頭㈱の「新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地 (その1地区) への建設発生土受入要領」による。

その他、搬出手続き等は監督員の指示による。

なお、本工事は東京都の一般会計による工事のため、利用にあたっては、東京港埠頭㈱の「新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地 (その1地区) への建設発生土受入要領」により、同公社発行の「一般会計による工事証明書」を提出する。

(9) 指定処分(A) (海面処分場の場合)

本工事から発生する建設発生土 (又は建設泥土の改良土) については、東京都環境局の「海面処分場」に搬出する。

ア 搬出先：海面処分場 (中央防波堤外側廃棄物処分場及び新海面処分場)

イ 土質：改良土の土質 (ローム、シルト、砂質土、レキ質土等の元の土質及び改良方法等を具体的に記入)

ウ 土量：〇〇〇 m^3 (地山換算数量)

エ 土質試験、試験項目：搬出量にかかわらず、定められた土質試験を搬出前に実施し、その結果を東京都環境局に通知するものとする。

その他、搬出手続き等は監督員の指示による。

(10) 指定処分 (B) (民間受入地：一般工事用の場合)

本工事から発生する建設発生土については、指定処分 (B) として民間受入地において有効利用するものとし、以下により搬出する。

ア 関係法令又は区市町村の条例等で必要な許可等を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われている民間受入地に搬出すること。

また、以下の要件を満たすこと。

- ・建設資材等として有効利用するものであること。
- ・客観的に見て妥当な跡地利用計画があること。
- ・里山や谷戸等の自然環境を破壊するものでないこと。
- ・安全管理や環境配慮等が十分にされていること。
- ・周辺住民の反対運動や苦情がないこと。
- ・その他必要な要件が整っていること。

イ 運搬距離 (想定)：〇〇 km

ウ 土質：ローム、シルト、砂質土、レキ質土等具体的に記入

エ 土量：〇〇〇 m^3 (地山換算数量)

オ 土質条件：搬出に先立ち、関係法令、都道府県又は区市町村の条例等及び受入地の受入条件に従い、必要な土質試験を実施し、その結果を提出する。ただし、条例等や土質試験に関する受入条件がない場合、以下の項目に該当する場合は、土壤汚染対策法施行規則に従った試験を実施し、その結果を保管する。

- ①環境確保条例別表1の工場、別表2の指定作業場の敷地及び跡地から発生する場合 ②トンネル、シールド工事から発生する場合 ③河川(敷)から発生する場合 ④発注者が必要と認める場合
なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

カ 搬出条件：昼夜間の別、大型車規制、台数制限、伝票の使用等

また、事前に「搬入予定民間受入地届」を、搬出完了時には、「民間受入地搬入確認報告書」、「リサイクル証明書 (建設発生土)」、民間受入地の定める「土砂伝票」(土砂搬入管理券等) 及び「搬入土量集計表」を作成し、監督員に提出する。

なお、運搬距離等に変更が生じた場合の手続きは監督員の指示による。

(11) 指定処分 (C) (民間受入：単価契約工事等用の場合)

本工事から発生する建設発生土については、指定処分 (C) として再利用するものとし、以下により搬出する。

ア 関係法令又は区市町村の条例等で必要な許可等を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われている民間受入地に搬出すること。

また、以下の要件を満たすこと。

- ・建設資材等として有効利用するものであること。
- ・客観的に見て妥当な跡地利用計画があること。
- ・里山や谷戸等の自然環境を破壊するものでないこと。
- ・安全管理や環境配慮等が十分にされていること。
- ・周辺住民の反対運動や苦情がないこと。
- ・その他必要な要件が整っていること。

イ 土質条件：搬出に先立ち、関係法令、都道府県又は区市町村の条例等及び受入地の受入条件に従い、必要な土質試験を実施し、その結果を提出する。

なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

また、事前に「搬入予定民間受入地届」を、搬出完了時には、「民間受入地搬入確認報告書」、「リサイクル証明書 (建設発生土)」、民間受入地の定める「土砂伝票」(土砂搬入管理券等) 及び「搬入土量集計表」を作成し、監督員に提出する。

(12) 「建設発生土搬出のお知らせ」の提出

工事を実施するに当たり、100 m³以上の建設発生土を搬出する場合には、「建設発生土搬出のお知らせ」を3部作成し、1部は自ら保管し、残りは以下のとおり提出する。

ア 1部を施工計画書に添付する。

イ 1部を受入地のある区市町村の建設発生土担当窓口へ提出する。

ただし、新海面処分場及び海面処分場へ搬出する場合は除く。

なお、「建設発生土搬出のお知らせ」の様式、提出先等については、監督員の指示による。ただし、都以外の県に所在する民間受入地に搬出する場合は、請負者は、当該民間受入地が所在する市町村に提出先を問い合わせること。

(13) 汚染土壌の処理

請負者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号) 及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都) 等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく届出書等の作成手引き (土壌・地下水汚染対策関連)」(平成18年東京都環境局) に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

(14) 異物混入の防止

- ・請負者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。
- ・請負者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真長に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

3. 改良土等の利用

(1) 「東京都建設発生土再利用センター」の改良土を使用する場合

本工事で使用する埋戻土については、東京都建設発生土再利用センターで製造された改良土を使用する。

ア 受取先：「東京都建設発生土再利用センター」

東京都江東区青海三丁目地先 中央防波堤内側地先

イ 締固め後土量：〇〇〇m³

なお、利用手続きについては、「東京都建設発生土再利用センター利用要領」及び監督員の指示による。

(2) 「東京都建設発生土再利用センター」の普通土を使用する場合

本工事で使用する埋戻土については、東京都建設発生土再利用センターの普通土を使用する。

ア 受取先：「東京都建設発生土再利用センター」

東京都江東区青海三丁目地先 中央防波堤内側地先

イ 締固め後土量：〇〇〇m³

なお、利用手続きについては、「東京都建設発生土再利用センター利用要領」及び監督員の指示による。

(3) 「青梅建設発生土再利用事業所」の改良土を使用する場合

本工事で使用する埋戻土については、青梅建設発生土再利用事業所で製造された改良土を使用する。

ア 受取先：「青梅建設発生土再利用事業所」

東京都青梅市駒木町 2-1320

イ 締固め後土量：〇〇〇m³

なお、利用手続きについては、「青梅建設発生土再利用事業所利用要領」及び監督員の指示による。

(4) 「民間の土質改良プラント」で製造された改良土を使用する場合

本工事で使用する埋戻土については、民間土質改良プラントで製造されたものを使用する。

ア 締固め後土量：〇〇〇m³

イ 種類：〇〇〇（改良土等）

なお、これによりがたい場合は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

4. 建設廃棄物の処理

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物の処理

(1) 工事情報の登録等

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）の登録対象工事であり、請負者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに COBRIS にデータの入力を行い、その都度「建設副産物情報交換システム登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、請負者は、COBRIS に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」（以下「CREDAS」という。）により「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出し、内容の確認を受ける。

（問い合わせ先）

財団法人 日本建設情報総合センター（建設副産物情報センター）

所在地 〒107-8471 東京都港区赤坂 7-10-20

アカサカセブンスアヴェニュービル 2 F

電話 03-3505-0410 FAX 03-3505-8872

H P <http://www.recycle.jacic.or.jp>

E-mail recycle@jacic.or.jp

(2) 再資源化施設の選定

本工事から発生する〇〇は再資源化施設に搬出し、建設資源循環の促進に努める。搬出先は、請負者が COBRIS 等を活用し、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。

なお、本工事では、以下の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、請負者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

ア 搬出先：東京都〇〇区〇〇地内の再資源化施設

イ 運搬距離（想定）：約〇〇km

ウ 搬出量：約〇〇m³

エ 搬出条件：昼夜間の別等

(3) クレオソート油等を含む建設発生木材の処理

クレオソート油、CCA（クロム、銅、ひ素の化合物）及びクロルデン類（化学物質の審査及び規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号）第 1 条 8 号に規定する物質をいう。）が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入または塗布されていない部分と可能な限り分離、分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。

なお、焼却を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及びダイオキシン類特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の基準を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

6. リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

(1) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、請負者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、リサイクル実施状況及び適正処理状況を工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

ア 再生資源利用実施書

請負者は「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)に搭載されている「建設リサイクル統合データシステム」(以下「CREDAS」という。)に必要なデータを入力して作成する。(工事しゅん工後1年間保管)

なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- (ア) 土砂を搬入する工事
- (イ) 砕石を搬入する工事
- (ウ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進実施書

請負者は COBRIS に搭載されている CREDAS に必要なデータを入力して作成する。(工事しゅん工後1年間保管)

なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

- (ア) 建設発生土を搬出する工事
- (イ) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事
- (ウ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物を搬出する工事

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得たうえで、リサイクル阻害要因説明書を2部作成し、1部を監督員に提出し、1部を自ら保管する。

なお、作成対象となる要因は、以下のとおりである。

- (ア) コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
- (イ) 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合
- (ウ) 土砂等の利用工事において購入材(新材)を使用する場合
- (エ) 砕石の利用工事において新材を使用する場合(多摩地区における再生粒度調整砕石は除く)
- (オ) アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合(D交通の表層、低騒音舗装等の再生品を使用できないものは除外する)
- (カ) 現場内で分別を行わない場合

(2) マニフェスト等の提示

ア マニフェストの提示

請負者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェストのうち、請負者(排出事業者)が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、(財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果を排出事業者(請負者)がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示する。

イ 集計表の提出

請負者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

ウ リサイクル伝票の提示

請負者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目(再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝票」(写しでもよい)を監督員に提出する。

エ リサイクル証明書の提示

請負者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写しでもよい)を監督員に提出する。

7. 緑のリサイクル

(1) 公共施設植栽樹木等（現場内利用する場合）

本工事に伴い発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、現場内で〇〇に加工のうえ、現場内で再利用する。

(2) 公共施設植栽樹木、街路樹等（産業廃棄物として再資源化施設に搬出する場合）

本工事から発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、再資源化施設に搬出し、建設資源循環の促進に努める。搬出先は、請負者が建設副産物情報交換システム（COBRIS）等を活用し、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。

なお、本工事では、以下の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、請負者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

- ア 搬出先：東京都〇〇市〇〇地内の再資源化施設
- イ 運搬距離（想定）：約〇〇km
- ウ 搬出量：約〇〇m³
- エ 受入条件：昼夜間の別等

(3) 公共施設植栽樹木、街路樹等

（一般廃棄物として熱回収や熱供給をしている清掃工場に搬出する場合）

本作業で発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、〇〇清掃工場に搬出し、熱回収や熱供給を行うことにより、建設資源循環の促進に努める。

なお、本工事では、以下の場所にある清掃工場への搬出を想定しているが、請負者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

- ア 搬出先：東京都〇〇市〇〇地内の清掃工場
- イ 運搬距離（想定）：約〇〇km
- ウ 搬出量：約〇〇m³
- エ 受入条件：昼夜間の別等

(4) 公共施設植栽樹木、街路樹等（一般廃棄物として再資源化施設に搬出する場合）

本作業で発生する剪定枝葉、伐採材、伐根材については、請負者が、受入条件等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。

なお、本工事では、以下の場所にある施設への搬出を想定しているが、請負者は、以下の施設以外を選定する場合には、事前に監督員の承諾を得る。

- ア 搬出先：東京都〇〇市〇〇地内の再資源化施設
- イ 運搬距離（想定）：約〇〇km
- ウ 搬出量：約〇〇m³
- エ 受入条件：昼夜間の別等

(5) 伐採材、伐根材（山林などから発生し、前記（1）～（4）になじまないもの）

本工事に伴い発生する伐採材、伐根材については自然還元する。